

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2022年9月22日 Thursday)

第261 (2021年度-第4号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

ハラスメント・過労死の根絶を～訴え続ければ道は開ける～

深刻な社会問題であるハラスメント問題・過労死問題について、最近、被害者・家族の訴えと労働基準監督署の対応あるいは裁判での被害者の勝訴報道、企業側の陳謝等がしばしば報じられています。ごく最近では、長門市役所でのパワハラ加害男性（消防本部職員）の懲戒免職処分（2017年）を適法とした最高裁判決（9/13）、陸上自衛隊（郡山駐屯地）女性自衛官五ノ井里奈さんのセクハラ被害について男性隊員らの不起訴決定に対する検察審査会の「不起訴不当」決定（9/7）等があります。

この他、コープやまぐちの男性職員の心筋梗塞による死亡（2018年4月）についての山口労働基準監督署の遺族補償不支給決定（2019年）に対する労働保険審査会の決定取り消し・労災認定（2月）と山口地裁への損害賠償提訴（8月31日山口地裁で第一回口頭弁論）、渋谷労基署によるNHK男性管理職死亡事案（2019年10月）の労災認定（8月）、三菱電機の男性新入社員の自殺（2019年8月）についての遺族への社長の直接謝罪と和解・解決金支給（8月）、等も報じられています。



10月は「全国労働衛生週間（10/1-10/7）」・「年次有給休暇取得推進期間」、11月は「過労死等防止啓発月間」と、厚生労働省所管の様々な啓発行事が開催されます。山口大学でも取り組まれてきましたが、以上の全国状況をしっかりと受け止めた実のある取り組みが期待されます。

65歳までの定年延長(国公:2031年度完成) 再雇用制度とどう変わる?

これまで60歳であった国家公務員の定年が65歳に延長されます。制度設計としては、まず来年度(2023年度:R5年度)から61歳となり、以後、2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げて、その8年後(2031年度:R13年度)に65歳となります。なお、延長後の給与は現役時の7割とされています。また、いったん退職して短時間勤務を希望する者には、定年前再任用短時間勤務制度が用意されます。山口大学では、大学教員はすでに65歳定年となっていますが、その他職員は60歳定年の後は本人の希望により65歳までの再雇用となっており、現在は現役時の6割程度の給与が支給されています。定年延長は、その処遇を含めて規則改正が必要となり、今後の労使協議事項となります。



法的根拠に疑問と「山口大学9条の会」が国葬・県民葬に反対声明(9/13)

「山口大学関係者有志九条の会」は9月13日(火)に、今月27日に予定されている安倍元総理の国葬及び来月15日の山口県民葬について、「法的根拠に疑問がある」などとして、「安倍元首相の国葬・県民葬に反対する」との声明(2頁に掲載)を発しました。「山口大学関係者有志九条の会」は、2008年に、改憲を阻む輪を広げたいとの主旨のもと発足し、同年11月には山口大学学生会館に180名以上の教職員・元教職員・卒業生・学生等が参集して発足集会を開き、以降も憲法を擁護するとりくみを続けています。今回の国葬・県民葬は、法的根拠不在と憲法理念との整合性欠如の点で大きな疑問があるとして反対声明を発したもので、翌9月1日には、テレビ・新聞などで報じられました。声明では、16億6,000万円の国費負担の問題、安倍元首相の旧統一協会との関係、国葬実施への疑問と反対の声等についても言及しています。



安倍元首相の国葬・県民葬に反対する

2022年7月8日、安倍晋三元首相が参院選の街頭演説中に銃撃され死亡した。その6日後、岸田文雄首相は国葬の実施を表明し、7月22日の閣議で、9月27日の実施が決定された。国葬の費用は、9月6日発表の政府の概算によれば総額約16億6000万円と大きく増え、全額国費で賄われる。

岸田首相は、国葬実施の理由として、安倍元首相の、①歴代最長の首相在任期間(8年8ヶ月)、②内政・外交の実績、③各国からの評価と弔意、④選挙期間中の蛮行による急逝を挙げているが、それに対し、国葬の実施を疑問視・反対する多くの国民の声もある。旧統一教会との接点が次々に明らかになってきている中、その声はますます大きくなっている。

私たちは、以下の2点から、安倍元首相の国葬に反対する。

1 法的根拠の不存在

戦前においては、「国葬令」(1926年の勅令)により、皇族や戦争功労者等の「国家に偉功ある者」の国葬が実施され、国民が喪に服することが義務づけられていたが、国葬令は日本国憲法の施行に伴い失効し、現在、国葬について定めた法令は存在しない。この度の国葬実施について、政府は「内閣府設置法」を根拠としているが、これは、「国の儀式」を内閣府の所掌事務のひとつに挙げているに過ぎず、国葬の実施について定めた法律ではない。国費の支出を伴う国葬を「国の儀式」として執り行うためには、閣議決定だけでは足りず、国民的議論を尽くした上で、その基準や手続きを具体的に定めた法律が必要である。

2 憲法理念との不整合性

そもそも、国葬令が失効したのは、日本国憲法の理念との整合性がとれないためであり、国葬実施は、特に以下の点で問題がある。

政府は、国民に対し、弔意表明を強制しないとしている。しかし、これまでの合同葬等においても、「強制」という強い表現はしないまでも、行政機関や教育機関に対し弔旗掲揚等への協力要請がされてきた事実があり、国葬当日の報道の在り方次第では、国葬によって特定個人を礼賛すべきとする同調圧力が生じる可能性も十分あり、その社会的影響を考えると、国民の思想良心の自由(憲法19条)が侵害される懸念がある。こうした同調圧力が強くなれば、安倍政権に対する批判的意見も含めた自由な議論を表明しにくくさせる萎縮効果をもたらす恐れもあり、その点では表現の自由(憲法21条)の問題も生じうる。また、特定の個人を過度に特別扱いすることは、個人の尊重(憲法13条)や平等原則(憲法14条)の問題にも関わり、莫大な国費の投入についても、財政民主主義(憲法83条)から疑念がある。

同様な理由で、山口県が10月15日に計画している県民葬にも反対である。

2022年9月13日
山口大学関係者有志九条の会